(二)　(一)の認定を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四五年法律第一三七号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定にかかわらず、廃棄物処理法の規定による許可を受けないで、(一)の認定に係る高度再資源化事業計画（以下「認定高度再資源化事業計画」という。）に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施し、又は認定高度再資源化事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置できることとした。（第一三条関係）

6　高度分離・回収事業計画の認定等

(一)　廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業（以下「高度分離・回収事業」という。）を行おうとする者は、高度分離・回収事業の実施に関する計画（以下「高度分離・回収事業計画」という。）を作成し、環境大臣の認定を申請することができることとした。（第一八条関係）

(二)　(一)の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法の規定による許可を受けないで、(一)の認定に係る高度分離・回収事業計画（以下「認定高度分離・回収事業計画」という。）に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施し、又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置できることとした。（第一六条関係）

7　再資源化工程高度化計画の認定等

(一)　廃棄物処理施設の設置者であって、当該廃棄物処理施設において再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入（以下「再資源化工程の高度化」という。）を行おうとするものは、再資源化工程の高度化に関する計画（以下「再資源化工程高度化計画」という。）を作成し、環境大臣の認定を申請することができることとした。（第二〇条関係）

(二)　(一)の認定を受けた者は、当該認定を受けた再資源化工程高度化計画に従って行う設備の導入については、廃棄物処理法の規定による許可を受けたものとみなすこととした。（第二一条関係）

8　登録調査機関

環境大臣は、その登録を受けた者に、高度再資源化事業計画の認定若しくは変更の認定、高度分離・回収事業計画の認定若しくは変更の認定又は再資源化工程高度化計画の認定の審査に必要な調査の一部を行わせることができることとした。（第二二条関係）

9　再資源化の実施の状況の報告等

(一)　特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った産業廃棄物の数量及びその再資源化を実施した産業廃棄物の数量その他環境省令で定める事項を環境大臣に報告しなければならないこととした。（第三八条関係）

(二)　環境大臣は、(一)により報告された事項について、公表することとした。（第四〇条関係）

10　附則

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一九一号）（消費者庁）

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二九号）の施行期日は、令和六年一〇月一日とすることとした。

◇不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部を改正する政令（政令第一九二号）（消費者庁）

1　不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二九号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（本則関係）

2　施行期日

この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一九三号）（国土交通省）

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年六月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年八月一日とすることとした。

◇災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一九四号）（内閣官房）

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和三年法律第七九号）の施行期日は、令和六年六月一日とすることとした。

◇船舶活用医療推進本部令（政令第一九五号）（内閣官房）

1　事務局

(一)　船舶活用医療推進本部（以下「本部」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとすることとした。（第一条関係）

(二)　事務局に、事務局次長三人以内を置き、事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの等とすることとした。（第二条関係）

(三)　事務局に、参事官五人以内を置き、参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの等とすることとした。（第三条関係）

2　事務局長等の勤務の形態

事務局長等は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とすることとした。（第四条関係）

3　本部の組織の細目

この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定めることとした。（第五条関係）

4　本部の運営

本部の運営に関し必要な事項は、船舶活用医療推進本部長が本部に諮って定めることとした。（第六条関係）

5　施行期日等

(一)　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項及び第三項関係）

(二)　この政令は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和三年法律第七九号）の施行の日（令和六年六月一日）から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第一九六号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を劇物に指定することとした。（第二条第一項関係）

四―クロロ―二―フルオロ―五―[(RS)―(二・二―トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル＝五―[トリフルオロメチル]チオ]ペンチル＝エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤

2　次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条第一項関係）

(一)　一―(三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ[一・五―a]ピリジン―二―イル)―五―[(シクロプロピルメチル)アミノ]―一H―ピラゾール―四―カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤

(二)　二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を、マイクロカプセル製剤として三〇パーセント以下を含有する製剤

3　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

4　この政令は、令和六年六月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

◇出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一九七号）（法務省）

1　出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正

(一)　領置物件等の公売に関する規定の整備

(1)　出入国管理及び難民認定法（昭和二六年政令第三一九号。以下「入管法」という。）第三七条の二第二項の規定による公告は、